



府食第 3 1 2 号
平成 2 6 年 4 月 1 5 日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について (回答)

平成 2 6 年 4 月 9 日付け 2 6 消安第 1 1 9 号 (以下「通知」という。) により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項のうち、1 の使用制限期間 (※) の設定の考え方の変更については、この変更により添加剤として含まれる成分に応じた適切な措置が行われることから、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、食品安全基本法 (平成 1 5 年法律第 4 8 号) 第 1 1 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

通知の 2 については、今後貴省から提出される資料をもとに各添加剤成分を評価する必要がある。

※ と畜場等への出荷前のワクチンを使用しないこととされている期間。薬事法 (昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号) 第 8 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 1 4 条第 1 項の規定に基づく動物用ワクチンの承認に当たって、同法第 5 2 条第 1 号の規定に基づく使用及び取扱い上の必要な注意として定められる。